

(改正) 川越市週休2日制モデル工事試行要領 (土木工事)

新旧対照表

新	旧
<p>(対象期間)</p> <p>第3条</p> <p>2 年未年始(6日間)、夏季休暇(3日間)、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ設定する<u>内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業の休止を余儀なくされる期間など)は対象期間に含み、そのうち休日(原則として土曜日及び日曜日)のみを現場閉所日としてカウントするものとする。</u></p>	<p>(対象期間)</p> <p>第3条</p> <p>2 年未年始(6日間)、夏季休暇(3日間)、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ設定する期間<u>は対象期間に含むが、現場閉所日にはカウントしないものとする。</u></p>
<p>(発注方式)</p> <p>第6条 モデル工事の発注は次に掲げるいずれかの方式によるものとする。</p> <p>(1) 発注者指定型</p> <p><u>発注者がモデル工事に取り組むことを指定するもの</u></p> <p>(2) 受注者希望型</p> <p><u>受注者が工事着手前に発注者に対してモデル工事に取り組む旨を協議したうえで取り組むもの</u></p>	<p>(発注方式)</p> <p>第6条 モデル工事の発注は次に掲げるいずれかの方式によるものとする。</p> <p>(1) 発注者指定型</p> <p>(2) 受注者希望型</p>

(経費の補正)

第8条 モデル工事は、4週8休以上を前提として、別表に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じ、工事費を積算して予定価格を作成する。

2 発注者指定型においては、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

3 受注者希望型においては、現場閉所の状況を確認して4週8休に満たないものは、その達成状況に応じ、別表に掲げる経費に補正係数を変更して工事費を積算し、請負代金額を変更する。なお、工事着手前にモデル工事に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者がモデル工事の取り組みを希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、当該補正分を減額変更する。

(経費の補正)

第8条 発注者指定型においては、当初の予定価格において、別表に掲げる4週8休以上の経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

2 受注者希望型においては、当初の予定価格において、経費補正は行わず、施工後に現場閉所の状況を確認し、閉所状況に応じ別表に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じて契約変更を行う。